

# 募集要項



## 東方国際日本語学校

所在地

〒862-0948 熊本県熊本市中央区国府本町6番3号

TEL : +81 (96) -372-4406

FAX : +81 (96) -227-7080

E-mail: [easternone2020@gmail.com](mailto:easternone2020@gmail.com)

## 1. 募集要項

### ● 願書締切り期間

春期（毎年 4 月入学生）： 毎年の 11 月 22 日まで  
秋期（毎年 10 月入学生）： 毎年の 5 月 30 日まで

### ● 出願資格

- 1) 母国あるいは外国において、通常の課程による 12 年間の中等学校教育を修了した者
- 2) 本校において上記と同等以上の学力があると認定された者
- 3) 日本留学に必要な学費生活費を確実に負担する者がおり、その者の資産形成過程を通帳などの資料で証明できる者
- 4) 日本語を 150 時間以上履修、又は、日本語能力試験 N5 以上の日本語能力がある者
- 5) 心身ともに健康であり、日本国法令及び本校の学則並びに諸規定を遵守する者
- 6) 正当な手続きによって、日本への入国を許可される見込みのある者
- 7) (ベトナム) ①高等学校 3 年次の平均点数が 6.5 以上であること。  
②必ず学歴認証を提出すること。  
③定時制学校の出身者でないこと。
- 8) (ネパール) ①高等学校成績が CGPA2.0 以上であること。

### ● 学校所在地

〒862-0948 日本国熊本県熊本市中央区国府本町 6 番 3 号 東方ビル

Tel : 096 - 372 - 4406

Fax : 096 - 227 - 7080

### ● 授業時間

月曜日から金曜日 午前 … 9:00 ～ 9:45 / 9:45 ～ 10:30  
10:40 ～ 11:25 / 11:25 ～ 12:10

### ● 「在留資格認定証明書」について

日本に留学する際、日本入国管理局に「在留資格認定証明書」を申請しなければならない。そこで東方国際日本語学校は申請者が提出した関係書類を審査してから入国管理局に提出する。「在留資格認定証明書」を発行後 3 ヶ月以内に日本に上陸しないと自動的に失効とみなす。

## 2.必要資料

申請者提出必要資料一覧表	
1	入学願書 (E-1)
2	履歴書 (E-2)
3	就学理由書 (E-3)
4	日本語学習証明又は日本語能力試験レベル証明書 (E-4)
5	卒業証明書又は在学証明書(在学中の者)
6	成績証明書
7	在学証明書(在学中の者)
8	在職証明書 (留学生本人は履歴のある者)
9	IDと戸籍の写し及びパスポートの写し(申請時パスポートを所持している場合)
10	親族関係証明書
11	証明写真(縦 4cm×横 3cm) 6枚
12	誓約書 (E-5)
経費支弁者提出必要書類 )	
13	預金残高証明書
14	過去 3 年間の資金形成過程関係資料
15	経費支弁書 (E-6)及び提出補足資料
16	在職証明書 (E-7)
17	収入証明書 (E-8)
18	納税証明書 (E-9)
19	その他資料

### ※備考

- ☞ 提出書類は必ず期日までに届くように発送すること
- ☞ すべての英語、自国語で書かれた書類には日本語の訳文を提出すること
- ☞ 提出書類は原則として返却しないが、再発行ができない原本書類については入国管理局の審査終了後に返却する
- ☞ すべての提出書類や証明書は3ヶ月以内に発行したもの

- ☞ ベトナム、ネパールに係る高校卒業証書及び成績証明の写しを必ず提出すること。
- ☞ 各提出書類の注意点については後述する

## 3.提出材料的相关注意点(1～19)

### 3-1. 入学願書(E-1)

- ☞ 「出身地」は、省の名前を記入する（省制のない国は県名を記入する）
- ☞ 「現住所」はよく確認して記入する

### 3-2. 履歴書 (E-2)

- ☞ 学歴は、時系列で学校名、学校所在地、入学の年月と卒業の年月（在学中の人は卒業予定年月）を記入
- ☞ 小学校に入学する年齢は、6歳か7歳でなければならない。それ以外の年齢で小学校に入学した場合、その小学校による学歴証明書を添付すること。
- ☞ 12年間の教育の内、教育を受けていない期間があるとき、またそれ以外にも学歴に空白期間がある場合はそれについての説明書を添付すること。

### 3-3. 留学理由書(E-3)

- ☞ この文書には、日本語を学ぶ理由と目的を簡潔にはっきりと記述すること。また、卒業後の進路の希望とその動機を詳しく書くこと。
- ☞ 必ず、申請者が作成し、直筆のサインのこと。

### 3-4. 日本語学習証明書(E-4)

- ☞ 日本語を学んだ機関より学習期間、既学習時間、週の学習日、一日の学習時間が記載された日本語学習証明書を発行してもらう。その証明書には、学校印及び発行責任者の署名が必要。

### 3-5. 卒業証明書

- ☞ 最後に卒業した学校の卒業証書（原本）を提出する。  
（※ベトナムとネパールは最終学歴が高等教育機関でも必ず高等学校の卒業証書の現本を提出のこと）

### 3-6. 成績証明書

- ☞ 最後に卒業した学校の成績証明書（原本）を提出する。  
（※ベトナムとネパールは最終学歴が高等教育機関でも必ず高等学校の成績証明書の現本を提出のこと）

### 3-7. 在学証明書

- ☞ 現在大学や専門学校に在学中であれば在学証明書を在籍校から発行してもらうこと

### 3-8. 在職証明書（留学生本人は職歴のある者）

- ☞ 本人現在仕事をしているまたは過去に仕事をしていたことがある人はすべての職歴について「在職証明書」を会社より発行してもらうこと。その際、会社印と発行責任者のサインが必要

### 3-9. IDと戸籍の写し及びパスポートの写し

☞IDと戸籍の写し及びパスポートの写し(申請時パスポートを所持している場合)が必要。

(ベトナムは経費支弁者の身分証明書の写しも必ず提出すること)

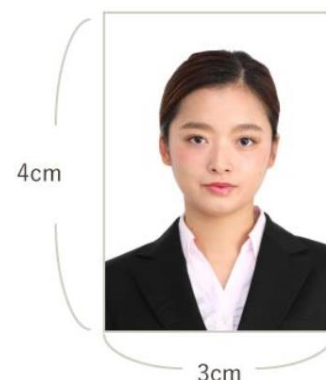
### 3-10. 親族関係証明書

☞出願者と経費支弁者との親族関係を立証する資料であること

### 3-11. 証明写真(縦4cm ×横3cm): 6枚

☞証明写真は、現在より3ヶ月以内に撮られたもので、胸から上の頭まで、帽子はかぶらず、右下の長さの範囲内におさめること。

写真の裏に申請者の国籍、名前、生年月日を記入すること。



### 3-12. 誓約書 (E-5)

### 3-13. 預金残高証明書

☞直近の預金残高が示された証明書を提出する。

銀行は外貨を取扱う銀行であること。200万円以上の残高があることが望ましい

### 3-14. 過去3年間の資金形成過程関係資料

※ネパール、ベトナムは必ず提出する。

☞過去3年間の金融機関の入出金取引明細書を提出すること。

☞(ネパール)教育ローンの場合、「教育ローン融資認証と担保物件評価書」に加え、銀行口座に入金された銀行残高証明書を提出すること。

☞銀行取引の無いものは3年間の資金形成説明書を提出すること。

### 3-15. 経費支弁書(E-6)

☞申請者と経費支弁者の関係、経費支弁を承諾した理由、学費や生活費の送金方法や時期など必要な項目を、できる限り詳しく記述し、必ず経費支弁者がサインすること

☞支弁者が2人以上いる場合は、同じ書類に連名で直筆のサインをすること  
(経費支弁者は二等親以内で同居している家族であること)

☞奨学金を受けている申請者は、その証明書(期間と金額が記入されたもの)を提出すること

☞ネパールの留学生について、提出補足資料があり、添付1の通りに提出する。

### 3-16. 在職証明書(E-7)

☞経費支弁者が現在就業している会社から、在職している旨の証明書を発行してもらうこと

### 3-17. 収入証明書(E-8)

☞過去3年間の全収入の証明書を、公共機関や収入を得ている機関から発行してもらうこと。その機関独自のフォームがない場合は、当校のフォーム（E-8）使用可とする。ネパール国籍の経営支弁者の収入を立証する資料は添付1を参考する。

☞収入源が2つ以上ある場合は、その全ての証明を提出する

### 3-18. 納税証明書(E-9)

☞過去3年間の納税証明書を、公共機関や会社から発行してもらうこと。

☞納税義務のないものはその旨の公的機関発行の証明書を提出のこと。

### 3-19. その他必要な資料

☞個人の状況に応じて、その他必要な資料を求めることがある。

## 4. 留学関係費用

### 4-1 校納金

(円)

#### 大学進学2年コース（4月入学）

	選考費	入学金	学費	その他雑費	合計	最初寮契約関係費用
1年目	2万	5万	上学期：29万 下学期：29万	11万	76万	実費（契約時敷金、礼金、家賃等）
2年目			上学期：29万 下学期：29万	7万	65万	水道・電気・ガス代は各業者と契約する。
納付日	入学後	入学後	入学後	入学後		大家、各業者と契約時

在留資格認定書が交付された後、日本へ入国前に選考費、1年目の学費、その他雑費合計：76万円を学校指定口座へ送金する。（2022年4月入学）

## 5. 校納金の支払い

1. 在留資格認定証明書が発行された後、1週間以内に校納金76万円を当校指定の銀行口座に支払うこと。
2. 送金手数料は経費支弁者が負担する。
3. 納付金の納入を確認した後、在留資格認定証明書を送付する。
4. 在留資格認定証明書交付後、①ビザ発給が拒否された場合②校納金納入後の自己都合による入学辞退、いずれの場合にも選考費、入学金及び送金手数料を差し引いた残額を経費支弁者本人に返金する。
5. 選考費は当校の入学審査にかかる事務手数料で、在留資格認定証明書の不交付又は申請辞退による返金不可。

## 6.その他

### 1.アルバイトについて

地方入管管理局の許可を受ければ、学業に支障のない範囲で週 28 時間以内のアルバイトをすること  
学校校則に定めた長期休み期間に一日 8 時間のアルバイトができる。

### 2.国民健康保険について

本校に入学した留学生は、全員加入する。この保険に加入すると、医療費の自己負担は 30%のみとする

## 7.進学指導について

大学・専門学校に進学を希望する学生のために、様々なサポートを行っています。

経験豊富な教師陣が進学先決定まで親切・丁寧に指導します。日本で進学するなら、面接はとても大切です。  
面接での受け答え、マナーについて実践的に練習します。希望進学先の教授へのメール、小論文・研究計画書の  
書き方、志望理由書の書き方などを、授業中以外にも徹底的に指導します。各学生の進学の要望に合わせて、  
受験校の選び方から模擬面接・論文指導まで、指導・アドバイスを行っています。

当校には日本各地の大学・大学院・専門学校のパンフレット・募集要項が揃っていますので、進学希望先に  
応じて受験に必要な情報を紹介します。

添付 1. ネパール国籍を有する者(職業が農業従事者)の経費支弁者について、支弁者の収入を立証する文書を下記の通りに提出することが必要となります。

(2020 年 4 月入学の者から適用)

☆ネパール国籍を有する者の経費支弁者のうち、職業が農業従事者(兼業を含む。農業には、林業、水産業、畜産業を含む。)であって、永久会計番号が付与された納税登録証明書写しを提出していない場合は、経費支弁者の収入について、個人所得税を管轄する公的機関から発行された証明書(個人所得税を管轄する公的機関からの証明書が提出できない場合には、当該経費支弁者の収入及び個人所得額について、公的に立証できる機関が作成した説明資料を提出してください。)に加えて、下記①から⑥を説明した文書及びそれを裏付ける資料を必ず提出して下さい。

- ①農業規模(土地建物、家畜等の所有等)に関する状況
- ②従事人数
- ③生産設備に関する状況
- ④主たる販売契約者及び具体的な販売経路
- ⑤直近 1 年間の収支状況
- ⑥直近 1 年間の月別売上状況

※経費支弁者の農業状況について、①から⑥の資料以外で説明する場合、代替資料に加え、①から⑥の資料が提出できない理由書も提出して下さい。

※審査過程において、ネパール国籍以外の経費支弁者であっても説明文書及び立証資料を求める場合があります。

【ネパール国籍を有する者の経費支弁者のうち、職業が農業従事者である場合に、経費支弁者の収入及び個人所得証明書以外に提出を求める資料について】

かかる場合の追加資料①から⑥の詳細は以下のとおりとなります。

①農業規模(土地、家畜等の所有等)に関する状況

土地・建物、家畜等の所有状況などについて農業規模を説明してください。

さらに、土地建物の所有地、種別、使用目的、所有者、面積等、その土地建物の所有状況の詳細がわかる登記簿等(写し)及びその土地建物税の納税証明書(直近のもの)を提出してください。

②従事人数

家族と雇用者を分けてそれぞれの人数を説明してください。

③生産設備に関する状況

農業機械、トラック及び厩舎等の生産設備の設置状況を説明してください。

さらにそれらに係る固定資産税納税証明書等があれば提出してください。

④主たる販売契約者及び具体的な販売経路

生産した農産物等について、どのようにして販売しているか、販売経路や契約業者など具体的に説明してください。

⑤直近 1 年間の収支状況

直近 1 年間の収入(売上高)及び支出について、それぞれ項目別に金額を記載したものを提出してください。項目は以下のとおり。

収入(売上高)：生産物、生産量、販売単価等

支出：土地税、設備維持費、肥料代等の必要経費、人件費等

⑥直近 1 年間の月別売上状況

各月ごとの売上高について売上高、主な生産物、生産量、販売数量、販売単価等を記載したものを提出してください。当該説明文書については、経費支弁者自身が作成するものとし、作成日及び署名したものを提出してください。